

大分県報

令和八年
九月十六日
号外（六四）

（水曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の納期限の延長 一

○告示

大分県告示第三百七十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第三項の規定により、条例第三十五条第三項の規定により課される個人の事業税（条例第三十五条の七に規定する納期のうちその期限が令和八年八月三十一日に到来したものに限り。）のうち、次に掲げる金融機関に設けた預金口座から口座振替の方法により納付しようとする者に係るもので、同日に振替を行うことができなかったものの納期限を同年九月二十九日とする。

金融機関名

大分県農業協同組合、べつぷ日出農業協同組合、大分大山町農業協同組合

令和八年九月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和八年九月十六日

大分県報号外（告示）